

**介護保険料納入通知書用
封筒への広告を募集**

高齢介護課 ☎7755127
☎7768872

平成27年度に発送する介護保険料納入通知書の封筒に掲載する広告を募集します。掲載は審査の上決定します。【掲載位置】封筒裏面 【募集枠数】2枠 【色・規格・掲載料】単色刷り(市の指定色)・縦3.5×横9センチ・5万円(1枠当たり) 【掲載期間】平成27年7月～平成28年6月 【発送数】約6万通 ①申込書(高齢介護課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月13日(火)～2月13日(金)に直接、高齢介護課へ

**市役所駐車場に電気自動車
急速充電器を設置**

環境政策課 ☎7756925
☎77599872

地球温暖化対策の一環として、市役所東側来庁者駐車場に電気自動車急速充電器を設置しました。1月13日(火)から一般開放しますのでご利用ください。なお当面の間は、無料で利用できます。【利用可能日】(月)～(土)(市役所閉庁日を除く)8時30分～16時45分 ※車種によっては使用で

きない場合があります。【充電時間】1回30分



電気自動車急速充電器

**避難行動要支援者名簿を
作成します**

危機管理防災課 ☎77515140
☎7759927

1月から災害時の避難行動要支援者名簿の作成を始めます。これは、東日本大震災を教訓とし災害対策基本法が改正され、平時から自主避難が難しいと思われる災害弱者の名簿を作成し、避難支援にあたる消防や警察、自主防災会などに事前に配布することで、災害時の避難支援などを円滑に行うものです。また日頃からの見守り活動などにも利用されます。【要介護3以上の認定を受けている人(施設入所者を除く)、各種障害者手帳の上位2級に該当する

人、その他避難支援を希望する人 ①避難支援情報提供同意書兼個別計画票(危機管理防災課、高齢介護課、障害福祉課にある)に必要な事項を記入して、直接または郵送(〒3628501本町3-1-1)で、要介護認定を受けている人は高齢介護課、障害のある人は障害福祉課、その他の人は危機管理防災課へ



**「上尾市地域防災計画
改訂(案)」への意見を募集**

危機管理防災課 ☎77515140
☎7759927

市内に在住・在勤・在学の人、計画に利害関係がある人 【改訂(案)の公表・意見募集期間】1月9日(金)～24日(土) 【改訂(案)・意見書の設置場所】危機管理防災課、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載しています。【意見などの取り扱い】内容を検討し、改訂の参考にします ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表し

**交通事故防止特別対策地域
に指定**

交通防犯課 ☎77515138
☎7759927

市内では交通事故死亡事故が昨年9月に2件、10月に2件と立て続けに発生しました。また昨年10月末時点の交通事故死亡事故件数が、過去3年間の平均件数と比較して、4件増となりました。このため市は県から「市町村交通事故防止特別対策推進要綱」に基づき、平成26年11月13日～2月12日(木)の3カ月間、「交通事故防止特別対策地域」に指定されました。市ではこれを受け、これ以上の交通事故被害者を出さないためにも、上尾警察署をはじめ交通安全関係団体などとさらなる連携を深め、交通事故防止対策を実施していきます。

交通死亡事故抑止宣言

県内でも他にないほど多発しているという緊急事態を受け、この状況に歯止めをかけるため、11月11日、

上尾市・桶川市・伊奈町・上尾警察署は「交通死亡事故抑止宣言」をし、住民の皆さんの交通安全意識を高めることにより、交通死亡事故抑止に全力で取り組むことを誓いました。

交通安全の勧め

●歩行者は

道路を横断するときは「止まる」「見る」「待つ」「確かめる」のくせをつける／信号が青でも交差点を広く見渡し、右・左折車に目配りする

特に高齢の歩行者は

道路を横断する時は急いでいても横断歩道を渡る／左から来る車との事故が7割のため、道路を横断するときは特に左側に注意する／夜間の事故が7割のため、夜間の外出時には、反射材を身につけて存在を知らせる

●自転車は

交差点では「止まれ」の標識がない場合でも、必ず一時停止と安全確認をする

●ドライバーは

交差点から出てくる自転車や車を予測し運転する／右・左折時は、横断歩道上の歩行者や自転車に注意する／薄暗くなってきたら早めにライトを点灯し、周囲に目配りして、歩行者の早期発見に努める

●自動二輪車(バイク)は

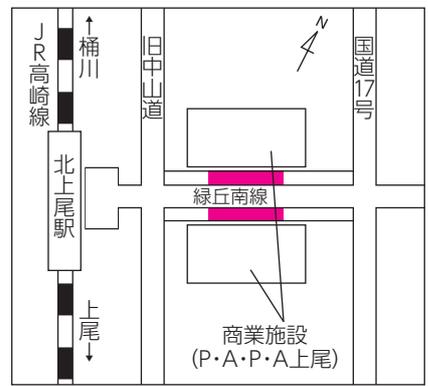
速度超過・すり抜け運転・左側道い越し・一時不停止は大きな事故を招くため、ゆとりある運転を心掛ける

自転車路上駐輪の社会実験を実施

都市計画課 ☎775-7629
☎775-9906

市では都市計画マスタープラン2010の将来都市ビジョンに掲げた「自転車のまちづくり」を目指し、自転車のまちづくりを推進しています。路上駐輪場設置は計画の中で、駅前や商業施設周辺の放置自転車の解消と景観形成の向上を目指すため、重点事業に位置付けられています。

このたび、歩行空間の改善や路上駐輪場設置について検討するため、社会実験を行います。JR北上尾駅に近い商業施設(P・A・P・A上尾)前の路上駐輪が多く見られる歩道に、自転車駐輪スペースを設置しますので、指定された場所に自転車を置いてください。また利用者と通行者にアンケートを配布しますので、ご協力をお願いします。 ☎1月28日(水)2月3日(火)10時～18時 所緑丘南線(国道17号から旧中山道までの区間)



社会実験実施区間



点字ブロックの妨げになっている放置自転車

高額療養費制度が一部変わります

保険年金課 ☎782-6481
☎775-9827

月ごとの医療費(差額ベッド代・食事代・保険診療外医療などを除く)の額が自己負担限度額を超えた場合

70歳未満の人の高額療養費自己負担限度額

| 世帯所得区分 | 自己負担限度額 (3割の自己負担額の限度額) | 4回目以降 ※2 |
|--------------------------|------------------------------|-------------|
| 基準総所得額※1 901万円超 | 252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% | 140,100円 |
| 基準総所得額 600万円超~901万円以下 | 167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% | 93,000円 |
| 基準総所得額 210万円超~600万円以下 | 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% | 44,400円 |
| 基準総所得額 210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

※1 基準総所得額=前年の総所得額等-基礎控除33万円

※2 過去12カ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

に、超えた分が支給されるのが高額療養費制度です。
70歳未満の人の自己負担限度額が1月診療分より5区分に細分化されます。新しい自己負担限度額は左表のとおりです。なお、70歳以上の人の自己負担限度額に変更はありません。
国民健康保険加入者で高額療養費に該当する人には、診療月の3カ月後を目安に申請書を送付しますので、届いた人は申請してください。

1月17日(土)
本庁舎、尾山台・上尾駅出張所は業務を休みます

行政経営課 ☎775-39963
☎776-8873
市民課 ☎775-5128
☎775-9827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口、尾山台・上尾駅出張所は土曜日にも業務を行っていますが、1月17日(土)は戸籍システムの入替えのため業務を休みます。

**20歳になったら
国民年金の加入手続きを**

保険年金課 ☎775-5137
☎775-9827

20歳になると会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の人は、国民年金(第1号被保険者)へ加入します。日本年金機構から送付される届出書を用意して、保険年金課または各支所・出張所で手続きしてください。

後日、日本年金機構から年金手帳と納付書が郵送されます。保険料は月額1万5,250円(平成26年度)です。保険料が納められない場合に

は、学生納付特例制度や免除制度、若年者納付猶予制度がありますので相談してください。

**都市計画(案)の縦覧と
意見書の受付**

都市計画課 ☎775-7629
☎775-9906

上尾道路沿道地区(菅丁目、小敷谷の各一部)、大谷北部第四地区(上尾道路沿道部分)と柏座地区(柏座四丁目・同二丁目的一部)の都市計画の変更に係る案の縦覧と意見書の提出受付を行います。【縦覧・意見書の提出期間】1月8日(木)～22日(木)8時30分～17時15分(土)(祝を除く) 市都市計画課 ※市ホームページでも縦覧できます。☎①

上尾都市計画用途地域の変更(上尾道路沿道地区、柏座地区)②上尾都市計画準防火地域の変更(柏座地区)③上尾都市計画地区計画の変更(大谷北部第四地区、柏座地区)

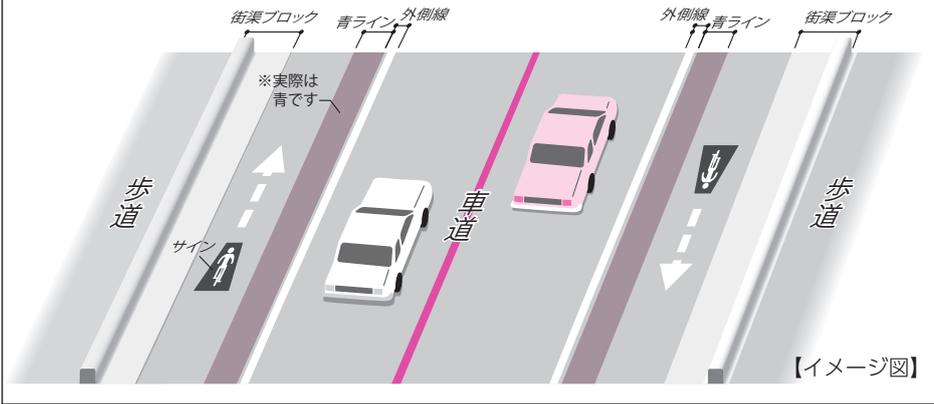
【意見書の提出】意見書(都市計画課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送で都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※郵送の場合は22日消印有効です。なお、意見書を提出できる人は上尾市民または利害関係人です。

中新井小泉線の自転車レーン整備工事

都市計画課 ☎775-7629・☎775-9906



1月中旬(予定)から中新井小泉線(左図参照)で、自転車レーン整備工事が始まります。この工事は、車道の路肩部分に青色の線(幅45cm)と自転車マークなどの路面表示で自転車通行帯を整備するもので、自転車走行車線を明確にして、歩行者と自転車を分離します。工事期間中はご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。



**「(仮称)公共施設等総合管理
計画(案)」への意見を募集**

施設課 ☎775-9409
☎775-9819

効果的で効果的なマネジメントの実施により、持続可能な公共施設などの維持を実現するため、「(仮称)

公共施設等総合管理計画(案)を作成しましたので、意見を募集します。☎市内に在住・在勤・在学の人

【計画(案)の公表・意見募集期間】1月26日(月)～2月20日(金) 【計画

(案)・意見書の設置場所】施設課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページ

輝かしい新春を迎えて

市長 島村 穰



輝かしい平成27年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。また昨年中は、本市行政に対しまして温かいご支援とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて昨年を振り返りますと、45年ぶりとなる記録的な大雪や広島市北部を襲った土砂災害、御嶽山の噴火、長野県北部で発生した地震など、さまざまな災害が多発し、自然の脅威を改めて感じる一年となりました。一方で海外に目を向けると、テニスの全米オープンで日本人初となる準優勝を果たした錦織圭選手の活躍や、本市において平成22年に「不可能への挑戦」をテーマに講演いただいた中村修二教授のノーベル物理学賞受賞など、幅広い分野で日本人が活躍した年でもあります。上尾市においては、女子バレーボールチームの上尾メディックスが初のV・プレミアリーグ昇格、また自治体のキャラクター同士では全国初となる「アップー」と福島県本宮市の

キャラクター「まゆみちゃん」の結婚など多くの明るい話題を発信しています。

さまざまな出来事とともに駆け抜けた平成26年から平成27年へとバトンがつながれ、輝かしい新春がスタートしました。

これからの自治体運営には、多様化する災害への備えや人口減少が加速していく中での行政サービスの維持など、乗り越えなくてはならない多くの課題があります。しかし、この新年を迎え、厳しいときこそ前向きな心を持ち、創意工夫と絆をもって、一つ一つの課題に取り組んでいく決意を新たにしています。「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を将来都市像に掲げ、さまざまな施策に取り組んでいる上尾市にとって、市民の皆様は大きな力となります。昨年夏の高校野球石川県大会の決勝、9回裏に0対8で負けていた星陵高校は、笑顔を絶やさず、笑えば前向きになれると「必笑」を合言葉に奇跡の逆転を果たしました。上尾市においても、厳しいときこそ笑顔を絶やさず、市民の皆様とともに、心安らぐまち、笑顔あふれるまちを目指してまいります。

市民の皆様には、市政発展のため、一層のご支援ご協力賜りますとともに、本年が健やかで素晴らしい年となることを衷心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

【提出方法】意見書に必要事項を記入して直接または郵送、ファクス、メールで施設課(〒362-8501本町3-1-1、☎580000@city.ageo.jp)へ ※電話では受け付けできません。

【重度心身障害者医療費助成制度の登録申請を】

障害福祉課 ☎77515123
☎77618872

④ 次のいずれかに該当する人／① 身体障害者手帳1～3級② 療育手帳③ A、B③ 精神障害者保健福祉手帳1級④ 65歳以上で次の(ア)～(ウ)のいずれかの障害により、後期高齢者医療制度による障害認定を受けている(ア) 国民年金法障害等級1、2級(イ) 身体障害者手帳4級の1部(音声・言語機能障害、下肢障害の一部)(ウ) 精神障害者保健福祉手帳2級 ※ただし、初めて該当する手帳などの交付を受けた日が平成27年1月1日以降で、かつ65歳以上の人、上尾市以外の市区町村から援護

シにも掲載しています。【意見などの取り扱】内容を検討し、計画策定の参考にします。 ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。

【提出方法】意見書に必要事項を記入して直接または郵送、ファクス、メールで施設課(〒362-8501本町3-1-1、☎580000@city.ageo.jp)へ ※電話では受け付けできません。

【市議会第1回臨時会 市職員給与条例などの改正を可決】

総務課 ☎77514963
☎77519819

平成26年市議会第1回臨時会が、平成26年11月19日に開催されました。この議会では、人事院勧告に準じて市職員などの給与改定を行うため市職員給与条例などの改正が審議され、原案どおり可決されました。

または国民健康保険の給付を受けている人、埼玉県以外の後期高齢者医療広域連合からの給付を受けている人を除く【助成額】入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額(ただし、③の人の精神病床への入院分は除く)、入院時食事および生活療養標準負担額の2分の1 ④ 該当する障害者手帳、健康保険証、本人名義の預(貯)金通帳の口座番号が分かる物、認め印を用意して直接、障害福祉課へ ※現在受給資格のある人は手続きは不要です。(出)祝は受け付けできません。



申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)

平成26年分

所得税の確定申告はお早めに

■上尾税務署(所得税の確定申告などの問い合わせ・郵送先)
〒362-8504 西門前577
☎770-1800(自動音声案内)

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは、毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、その所得に対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、翌年の申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収(給与や年金などからの天引き)された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

●確定申告が必要な人

平成26年分(1月1日～12月31日)の所得金額の合計(総所得金額)が所得控除(基礎控除など)を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額との合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。

しかし、勤務先で給与所得の年末調整を受けた人で、給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円以下であるなど、一定の条件の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

●公的年金等を受給している人は

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が40万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。

なお所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要

基本的な所得税の計算方法

$$(総所得金額 - 所得控除) \times 税率 = 所得税$$

1年間の収入金額から必要経費などを差し引いた金額

基礎・社会保険・生命保険料控除など課税所得から控除されるもの

となりません。 ※所得税の確定申告

が必要ない場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加することによって、平成27年度の市・県民税が減額されることがあります。

●復興特別所得税額の記載漏れにご注意を

平成25～49年分の各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2割の税率を掛けた金額です。また平成25年1月1日～平成49年12月31日の間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

●申告書は、自宅などでの作成がお勧めです!

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーは、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送などで税務署に提出することができます。また電子証明書やICカードリーダーライターを持っている人は、e-Taxを利用してそ

税理士による無料税務相談

関東信越税理士会上尾支部
☎776-8777

☎2月1日(土)～15日(土)(日祝を除く) 市内の各税理士事務所
☎少額な税務相談、申告書の作成
☎次の①～③のいずれかに該当する人
①年金受給者
②給与所得者で医療費控除を受ける
③年の途中で退職または就職した
☎9時30分～16時(12～13時を除く)に電話で予約の上、最寄りの税理士事務所へ

青色申告者対象の個別決算指導と納税相談

上尾商工会議所
☎773-3111・☎775-9090

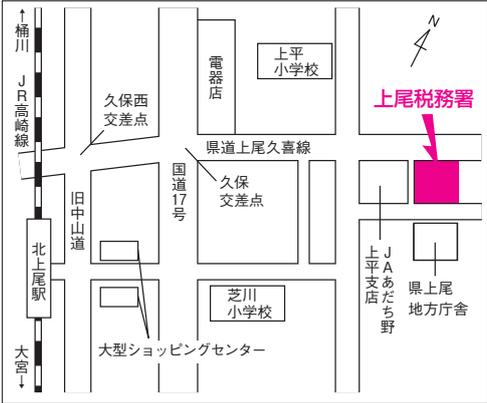
①個別決算指導 ☎2月12日(木)・13日(金)9時30分～15時30分(11時30分～13時30分を除く)
②納税相談 ☎2月26日(木)・27日(金)、3月9日(月)・10日(火)9時30分～15時30分(11時30分～13時30分を除く) 【①②共通】
☎上尾商工会議所(二ツ宮750)

のまま送信することもできます。
※申告書や記載例などは、1月上旬から税務署の他、市民税課、各支所・出張所でも配布する予定です。

●消費税の確定申告をする人は

平成26年4月1日から所得税率が5割(内、地方消費税1割)から8割(内、地方消費税1割)に変更されま

【上尾税務署案内図】



【交通】JR北上尾駅(東口)から市内循環バス「ぐるっとくん」(上平循環・東西循環)「上尾税務署前」停留所下車、またはJR北上尾駅東口から朝日バス(羽貫駅行・伊奈学園行)「上平支所前」停留所下車

所得税の還付申告とは

確定申告が不要な人でも、源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金が還付されま

す。この申告を還付申告といいますが、主に次の①～④のような場合に還付申告できます。①年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与所得者)②所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加するものがある③一定額以上の医療費を支出した④一定の要件のマイホームの取得などで、住宅ローンがある

【申告に必要な物】平成26年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)／印鑑(認印可)／筆記用具、計算用具／還付金を受け取る金融機関名・支店名・口座番号(申告者名義)が分かる物／配偶者の源泉徴収票(配偶者にパート収入などがある場合)／控除に必要な書類(次の①～④に該当する人)

- ①年金受給者、年末調整が済んでいない(年の途中で退職したなど) 国民健康保険・国民年金などの支払額が分かる物(国民年金保険料を支払っている場合は社会保険料控除証明書または領収証書)／生命保険料や地震保険料の所得控除証明書
- ②医療費控除を受ける 平成26年中に支払った医療費の領収書(事前に個人や病院ごとに集計し、明細書を作成しておく)／健康保険や生命保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ③住宅借入金等特別控除を受ける 申告者本人の住民票の写し(平成27年1月1日以降交付のもの)／家屋の登記事項証明書(住宅ローンで土地なども取得した場合は土地の登記事項証明書も必要)／売買契約書または工事請負契約書の写し／借入先の金融機関などが発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」／増改築の場合は「建築確認済証」か「検査済証の写し」、または建築士から交付を受けた「増改築等工事証明書」 ※認定長期優良住宅を取得したときは上記の資料の他に「長期優良住宅建築等計画に係る認定通知書」と「住宅用家屋証明書」が必要です。
- ④寄附金控除・寄附金特別控除を受ける 寄附した団体などから交付を受けた寄附金受領証など ※政治活動に関する寄附は、選挙管理委員会などの確認印がある寄附金(税額)控除のための書類が必要です。

市・県民税申告書を郵送

主に、前年度に市・県民税申告書を提出した人に2月上旬に郵送します。申告の日程など詳しくは「広報あけお」2月号でお知らせします。

市民税課 ☎75-5131・FAX 75-9846

所得税還付申告の臨時受付会場を開設

所得税還付申告の上尾市の臨時受付会場を右表のとおり開設します。臨時受付会場で申告ができるのは『確定申告書A』(申告する所得が給与・雑(年金など)・配当・一時所得だけ)を使用する人です。
 ※事業・不動産・分離課税所得などがあり『確定申告書B』を使用する必要がある人や、新たに住宅借入金等特別控除を受ける人は、上尾税務署で申告してください。
 ※各申告会場は大変混み合います。記載例などを参考にして自分で記入・作成する「自書申告」にご協力ください。

所得税還付申告の臨時受付会場

| とき | ところ | 対象地区 |
|------------------------------|---------------|----------------|
| 2月5日(休)・6日(金) 9時30分～15時30分 | 上尾市コミュニティセンター | JR高崎線の西側地域に住む人 |
| 2月12日(休)・13日(金) 8時30分～16時30分 | 市役所1階(101会議室) | JR高崎線の東側地域に住む人 |

※所得税還付申告は、1月5日(月)から上尾税務署(案内図参照)でも受け付けます。

※駐車台数に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。

平成26年度技能功労者表彰

商工課 ㊟777-4441

㊟775-5024

平成26年11月23日、上尾市文化センターで、第31回上尾市技能功労者表彰式が行われました。職種と被表彰者は、18人です(敬称略)。大工

／前島万寿男、板金工／田中豊、配管工／秋山伸二、電気工事工／吉田浩、造園職／遠山照男、塗装工／富岡英忠、遠道登、秋元勇二、内装・インテリア／林潔、美容師／長岡三利、後藤久江、湯浅和子、土木／井口新一、自動車部品組立工／石川泰正、プラスチック金型工／土屋善光、プレス金型工／山田恒靖、調理師／齋藤芳男、寿司職人／岡安克夫

『上尾市ごみ収集カレンダー』 有料広告募集

西貝塚環境センター ㊟781-9141

㊟781-9166

平成27年7月1日～平成28年6月30日の『上尾市ごみ収集カレンダー』(6月に配布予定)に掲載する有料広告を募集します。【**枠数**】64枠／市内を4地域別に作成、1面に3カ月分の収集予定を掲載し、1面ごとに

広告は4枠 【**掲載位置**】カレンダーの下段で市が指定した位置 【**色**・

規格・掲載料】4色刷り・縦35×横99ミ・5万円(1枠当たり) ※同じ

地域のカレンダーに最大で4枠まで掲載可能です。複数の枠で広告を掲載する場合は、2枠目は4万5千円、3枠目は4万円、4枠目は3万5千円になります。【**掲載できないもの**】法令などに違反するもの

や、政治・宗教性のあるものなど、市の発行物の広告として不適当であると思われるもの ㊟「上尾市有料広告掲載申込書」(西貝塚環境センター)にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し2月27日(金)までに直接、西貝塚環境センターへ

文化センター(大・中ホールを除く)、上尾公民館の貸出制限

市民協働推進課

㊟775-4539

㊟775-9819

上尾市文化センターの耐震性を高める緊急工事により、騒音が発生するため貸出を制限します。【**対象施設**】文化センター(大・中ホールを除く)と上尾公民館の全室 【**貸出制限期間**】2月2日(月)～3月10日(火)9

17時 ※(土)(日)と平日17時30分(公民館は18時)～21時は貸出を行います。受付業務は通常どおり行います。

一緒に広報誌を作りませんか?

『まちかど特派員』募集

広報広聴課 ㊟775-4918・㊟776-8873

市内の催しや行事、祭りや文化・スポーツイベントなど、賑わいの様子や市民活動取材し『広報あげお』に掲載する市民記者「まちかど特派員」を募集します。【**任期**】4月～平成28年3月 ㊟市内に6カ月以上居住している20歳以上の人(4月1日時点) 【**募集人数**】6人(選考) ㊟①『広報あげお』の「まちかど特派員だより」(年2回、16ページ参照)の記事作成②地域の話題などの情報提供③まちかど特派員会議への出席(年3回程度)④広報誌取材協力 【**謝礼**】1万2千円以内 ㊟はがきかファクスまたはメール(㊟s55000@city.ageo.lg.jp)に住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、職業、電話・ファクス番号、市内居住期間、応募の動機を簡潔に記入して1月6日(火)～2月16日(月)(必着)に広報広聴課(〒362-8501本町3-1-1)へ

『上尾丸山公園大池改修基本計画(案)』への意見を募集

みどり公園課

㊟775-8129

㊟775-9906

上尾丸山公園の大池を改修するために「上尾丸山公園大池改修基本計画(案)」を作成しましたので、意見を募集します。 ㊟市内に在住・在勤・在学の人 【**計画(案)の公表・意見募集期間**】2月9日(月)～3月6日(金) 【**計画(案)・意見書の設置場所**】みどり公園課、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載しています。 【**意見などの**

取り扱い】内容を検討し、改修計画の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の

内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【**提出方法**】意見書に必要事項を記入して、直接または郵送、ファクス、メールでみどり公園課(〒362-8501本町3-1-1、㊟s355000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。



上尾丸山公園の大池

クーリング・オフ制度

消費生活センター
☎775-0801(相談専用)・☎776-4600

クーリング・オフ制度は、訪問販売や電話勧誘販売などの契約や、マルチ商法などの複雑でリスクの高い取引で契約した場合に、一定の条件を満たせば契約を解除できる制度です。

年末・年始は訪問販売のトラブルが増える時期です。本当に必要か、よく考えてから購入するようにしましょう。

クーリング・オフが可能な要件

契約したのが店舗や営業所以外である／申込書面または契約書面を受け取った日から8日以内(マルチ商法、モニター商法などは20日以内)である／代金の総額が3,000円以上である／消耗品(化粧品など)は未使用である／営業目的の契約でないなど
※テレビショッピングなどの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。通信販売では、事業者が返品できるかどうかや、返品期限などに関する特約を設けている場合はそれに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば、消費者が送料を負担して返品できます。注文する前に返品対応の規定をよく確認して

ください。

クーリング・オフの成立

クーリング・オフ期間内に、事業者に「契約を解除したい」という意思を書面で通知すれば成立します(消印有効)。はがきに書いて両面コピーをして控えを取り、特定記録郵便または簡易書留で送付してください。クレジット払いの場合は、販売会社と信販会社に対し、同時に通知してください。

クーリング・オフが可能な取引形態・期間

| 取引形態 | 期間 |
|--|------|
| 訪問販売 | 8日間 |
| 電話勧誘販売 | |
| 特定継続的役務提供 (エステ・学習塾・結婚相手紹介サービスなど) ※いずれも5万円を超え、2カ月(エステは1カ月)を超える期間継続する契約です。 | |
| 訪問購入(貴金属の買い取りなど) | |
| 連鎖販売取引(マルチ商法) | 20日間 |
| 業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法) | |

平成26年12月14日投票 第47回衆議院議員総選挙の結果

選挙管理委員会事務局 ☎775-9689・☎775-9819

上尾市の小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の投票率はそれぞれ52.48%でした。開票結果は下表のとおりです。

●衆議院小選挙区選出議員選挙(届け出順・敬称略)

埼玉県第6区(上尾市、鴻巣市の一部、桶川市、北本市、伊奈町)

| 候補者氏名 | 党派 | 得票数 ()内は上尾市 |
|---------|-------|-----------------|
| 大島 あつし | 民主党 | 103,918(39,947) |
| 戸口 佐一 | 日本共産党 | 26,825(12,984) |
| 中根 かずゆき | 自由民主党 | 94,303(40,700) |

●衆議院比例代表選出議員選挙(届け出順)

北関東選挙区(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県)

| 政党名 | 得票数 ()内は上尾市 | 政党名 | 得票数 ()内は上尾市 |
|-------|-------------------|-------|-----------------|
| 民主党 | 1,049,602(20,555) | 生活の党 | 131,013(2,308) |
| 維新の党 | 816,014(12,262) | 公明党 | 868,102(14,075) |
| 次世代の党 | 167,632(2,281) | 幸福実現党 | 24,989(301) |
| 自由民主党 | 2,034,586(28,148) | 社会民主党 | 109,038(1,711) |
| 日本共産党 | 686,893(13,295) | | |

「第2次上尾市市民活動推進計画(案)」への意見を募集

市民活動支援センター ☎778-11810
☎778-11820

市民との協働のまちづくりを推進するため「第2次上尾市市民活動推進計画(案)」を作成しましたので、意見を募集します。☎市内に住居・在勤・在学の人【計画案】の公表・意見募集期間1月6日(火)～2月5日(木)【計画案・意見書の設置場所】市民活動支援センター、市役所1階情報公開コーナー ※

市ホームページにも掲載しています。【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にします。※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要事項を記入して直接または郵送、ファクス、メールで市民活動支援センター(〒362-0075 柏座1-1-15 プラザ館4階、☎53500@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。